

主張

特別養護老

ある。

本人の意思決定ができ

いないのですが、真に1

否や、行ってほしい疼痛

人ホームに関

医療技術の進歩に伴

ない状態での延命治療に

日でも長生きしてもらい

(とうとう)への緩和ケア

わる者として、

う生命維持装置の開発

は甚だ疑問を感じる。

たいと願っているなら、

などについて、判断力の

常日頃から延

などにより、意思疎通で

特に、老人ホームにお

異議を唱えることはない。

あるうちにリビンゲ・

命治療に疑問

きない状態となつても生

いては認知症が進行して

しかし、延命することで

ウイル(尊厳死の宣言書)

を感じている。

命だけは維持することが

意思決定ができない人に

年金を当てにしているの

として意思表示しておく

そもそも、延命治療と

可能になつた。このよう

胃瘻が施されているケー

なら自費でやるべきで

という考え方を推奨した

は何ぞやということ

い。

であるが、根治や回

つまり、患者が終

復の望めない終末期

末期に希望する治療

の患者に、できるか

について自身が記載

ざり生命を維持し延

したものを本人・家

命を囿ろうとする治

族・後見人・かかり

療である。具体的に

つけ医院・病院等が

は、人工呼吸器などの生

な状態でも生き続けるこ

スが多数見受けられる。

あつて、健康保険を使う

保管し、本人が判断でき

命維持装置を使用する、

とに意味があるのか。そ

食事ができなくなつたら

べきではない。

なくなつた末期には家族

輸液や点滴により栄養を

の人のらしい生活を送る権

自然死を迎えるのが、人

の浪費につながる。

や担当医師に提示し、本

確保する、あるいは胃瘻

利や死ぬ権利、尊厳死、

の道理ではなからうか。

このような観点から、

人の意思を尊重する終末

により直接的に消化器に

安楽死などについて、改

なぜ、あえて延命させ

自分の終末期医療に関

医療を提供すべきである。

必要な栄養を送り込む、

めて考えるべきではない

のか。本人の意思では

して、生命維持装置の拒

などの処置を施すことで

か。

ないので家族の意向に違

延命治療・安楽死・尊厳死